



## まだ、間に合う！ インボイス制度への対応

事前準備は優先順位を付けて、出来ることから始めよう！

\*参考資料：適格請求書等保存方式の概要【国税庁】

### I 制度の概要

- ・ 開始時期：令和5年10月1日の取引から実施
- ・ 内 要：買手が仕入税額控除の適用を受けるためには、帳簿のほか、売手が発行する「適格請求書等（インボイス）」の保存が必要
- ・ 経過措置：令和8年9月30日まで、仕入税額控除は、免税事業者等からの課税仕入れにつき、80%控除可能（20%は控除不可→売手の負担が増加）



### II インボイスの記載事項・記載の留意点(★)

\*参考資料：適格請求書等保存方式の概要【国税庁】Web版

- ① 必須項目：インボイス発行事業者の氏名又は名称、登録番号などの6項目
  - ② 制限事項：消費税の端数計算は税率毎に1インボイスに付き1回
    - ・ その 他：定められた様式はなく、上記①②を満たせば、請求書や販売した魚の水揚明細書（仕切書）等、また、1枚でなく関連書類を含めたセットでも良い
- \*：P. 5-8参照

### III 制度への対応

【最優先事項】 対象者：漁協、一部組合員

- インボイスを作成することが出来るようになる（期限：9月30日）
  - 何 故？ 制度開始後は、インボイスの発行が必須となるため
  - 実 行！ ・ 参考資料(\*)を基に、請求書や水揚明細書（仕切書）など、インボイスを試作
    - ・ 税理士や商工会などへ確認し、正しいインボイスを作成

【継続的事項】 対象者：全 員

- ① 取引相手に対して、インボイスの登録番号（取得状況）を確認する（今から）
  - 何 故？ 制度開始（10月1日）直後から、経営に影響が生じるため
  - 実 行！ メールなどで担当者へ問い合わせ
- ② インボイスの理解を深めると共に、取引相手に対しても理解を促す（地道に日頃から）
  - 何 故？ 制度開始後は、経営に影響が生じるため
  - 実 行！ ①の結果などを踏まえて適宜対応
- ③ 具体的な経営への影響を検討する（早期の経過措置期間内に）
  - 何 故？ データを基にした正しい経営判断をするため
  - 実 行！ インボイスに関する、発行・保存等の手間と受理出来ない取引相手の数を把握

【困ったら??】

インボイスコールセンター

【電話番号】フリーダイヤル（無料）  
0120-205-553  
【受付時間】9:00~17:00（土日祝除く）



## IV 対応のポイント

### ○ ポイント1:水揚明細書(仕切書)等

? 漁協のインボイス制度への対応は難しい?

- ・インボイス制度に関する資料や講習では、「買手が仕入税額控除の適用を受けるために、**売手**がインボイスを**発行**」と解説
- ・一方、漁協(**買手**)が**発行**する**水揚明細書(仕切書)等**は、「**漁協の仕入**」と「**組合員の仕入(手数料等の控除)**」が併記  
この書類は漁協と組合員、**両方のインボイスを兼用**
- ・**水揚明細書(仕切書)等**がインボイス制度への対応を難しくしてる?と感じる  
→ このことに気が付けば、「インボイス制度への対応」は、一山超えた!

### ○ ポイント2:簡易課税制度

? インボイスを必要とする事業者は誰?

- ・**簡易課税制度**を選択した事業者は、課税売上に係る消費税から仕入税の控除額を算出  
そのため、インボイスを必要としない  
→ このことに気が付けば、「インボイス制度への対応」は、もう山超えた!

### ○ ポイント3:一歩ずつ、みんなで乗り越えよう!

? 10月1日、制度が開始したら...?

- ・「消費税の軽減税率制度」の開始など、これまでの制度改正を踏まえても、数年間の混乱は不可避
- ・制度の疑問等は、国税庁がその都度、通知書等を発行し対応することも多い
- ・インボイス制度の対応で**重要なことは、開始後から出て来る疑問等を一つ一つ解決すること**
- ・これから遭遇する**疑問等に一人で悩むことなく、みんなで相談して解決しましょう!**

## V (参考)仕入時の値引き対応

### 【根拠とする経過措置】

- ・インボイス未登録者からの課税仕入れであっても、令和8年9月30日までは、仕入税額相当の80%が控除可能

### 【値引き交渉】

- ① 買手は消費税の納税負担を軽減するため、売手と販売価格の値引き交渉が可能
- ② 値引き額は経過措置を踏まえ、現時点では販売価格に係る消費税の20%までが適当

### 【交渉時の注意事項】

- \* 「値引き交渉」は、**独占禁止法**にある「優先的地位の濫用」(不正な取引)に注意が必要  
→ 一方的な通知ではなく、**相互が理解、合意できるように努めましょう!**

### 【値引き仕分けの例】◎ 都漁連が委託する税理士の考え方

(例) 販売価格:1,080円(本体価格:1,000円、消費税:80円)の飲食料品の仕入れ

- \* 値引き額後の税込み価格 $\div$ 本体価格 $\div$ 仕入税額控除できる消費税(本体価格の消費税率8% $\times$ 80%)【経過措置期間:~R8.9.30】  
 $=$ 本体価格 $\times$ 1.064

- \* ① 販売価格の値引き額 $=1,080-1,064=16$

- \* 値引き額後の消費税額 $=1,064 \times (8/108) \div 78$

経過措置を適用した消費税の仕入控除額 $=78 \times 80\% \div 62$

- \* ② 消費税の値引き額 $=78-62=16$  <<①と②一致>>  $\Rightarrow$  本体価格でなく、本来控除できる消費税の値引き

- \* 値引き額後の飲食料品の仕入に関する仕訳伝票(例)

貸方		借方	
販売品仕入高(買取)	1,064	現金	1,064

→ 税理士が消費税の納税額を計算するため、値引き対象事業者をマーキングしておくことが重要

- \* 「仕入時の値引き」の考え方は、税理士等により対応が異なる可能性もあります。委託する税理士等に確認をお願いします

《編集・発行》 都漁連指導室

TEL 03-3458-4236

e-mail shidoo@tokyo-gyoren.or.jp